

各
〔都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市〕

動物愛護管理主管課（室）
保育主管課（室）
母子保健主管課（室）
児童福祉主管課（室）
障害保健福祉主管課（室）
民生主管課（室）
介護保険主管課（室）

御中

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局母子保健課
こども家庭庁支援局虐待防止対策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」について（再周知）

日頃より社会福祉行政及び動物愛護管理行政の推進に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、高齢化や核家族化といった社会の変化に伴い、ペットを家族の一員として飼育する家庭が増加している一方で、多頭飼育問題が顕在化し、その背景には、飼い主の経済的困窮や社会的孤立等の問題があることから、令和3年3月に「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」を策定し、別添のとおり自治体に周知したところ です。

今般、ガイドラインのさらなる普及を図るため、再度周知させていただきます。

都道府県におかれましては、管内市町村（※）の関係課室及び支援関係機関等にガイドラインを周知いただきますようお願いいたします。

※ 動物愛護管理主管課（室）、民生主管課（室）、障害保健福祉主管課

(室) 及び介護保険主管課 (室) にあつては指定都市及び中核市を除き特別区を含み、保育主管課 (室)、母子保健主管課 (室) 及び児童福祉主管課 (室) にあつては指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。

(過去の通知について)

- ・「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン
～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」の策定について
(周知) (令和3年3月26日)
- ※ 別添1 及び別添2 のとおり